町内会防災会

第一部

防災マニュアル

1.　目的

　　この計画は、〇〇町内防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって。地震その他災害の減災と町内住民の安全確保に努めることを目的とする。

2.　計画事項

　　この計画に定める事項は、次のとおりとする・

　　(1) 町内会自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　　(2) 災害時の活動に関すること。

　　(3) 平常時の活動に関すること。

3.　編成及び任務分担

　　※別表参照。

4.　災害時の活動

　⑴　被害状況の把握、情報の収集、伝達

　　　① 向こう三軒両隣に声をかけ、被害状況及び安否確認を行う。

　　　② 情報班長は、被害状況及び安否確認結果を総務班に報告する。

　　　③ 総務班長は、町内の安否確認情報の集約や被害状況を把握し、自治会長、市防災担当課、消防機関、並びに警察等の防災関係機関に連絡し、全体の調整を図る。また、必要な情報を住民へ伝達する。

⑵　避難誘導・安否確認

　　　　災害により町内住民の人命に危険が生じ又は生じる恐れがあるときには、次により避難を行い、安否確認を行う。

　　　① 避難誘導班は、安全な避難経路を確保し、住民を速やかに避難所へ誘導する。また地域住民の安否確認を行い、総務班へ報告する。

　　　② 避難場所は〇〇児童遊園、○○集会所、○○公園を避難場所とする。

⑶　避難所運営

　　　① 災害時において○○集会所に避難したときは、総務班が主体とな

り運営する。

　　　② 市避難所（小学校体育館）へ避難したときは、市の職員や関係団体と連携しながら避難所運営に協力する。

⑷ 災害時避難行動要支援者の避難支援

　　　① 災害時避難行動要支援者の避難を近隣の住民と支援者が協力して避難行動を行う。

　　　② 本人又は支援者の意思を尊重し、同一行動をとらないことも容認する。ただし、その場合、要支援者の危険性が危惧される場合はその旨を市役所または自治会等関係機関へ伝達する。

　　　③ 避難後、福祉関連施設への移動が必要な場合は、可能な範囲の支援を行うとともに関係機関の支援を要請する。

5.　平常時の活動

⑴ 防災訓練の実施

　　　 大規模な災害を想定し、情報の収集伝達、避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、次のような種類の防災訓練を行う。

　　　① 情報の収集伝達訓練

　　　② 避難誘導訓練

　　　③ 避難所運営訓練

　　　④ その他必要な訓練（消火器取扱い・心肺蘇生法等）

　　⑵　防災知識の普及、啓発

　　　町内住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及、啓発を行う。

　　　①　普及・啓発事項

　　　　ア.　防災計画に関すること

　　　　イ.　避難経路、避難場所及び市避難所に関すること

　　　　ウ.　家庭における自助備蓄に関すること。

　　　　エ.　その他防災に関すること

　　　②　普及・啓発方法

　　　　ア.　町内回覧、広報紙、防災パンフレット、ポスター等の配布

　　　　イ.　座談会等の開催

⑶　共助備蓄の整備、管理点検

　　　　災害発生に備えて各種活動に必要な防災資器材を共助備蓄として、物資リストを作成し整備する。

なお、定期的に使用しながら点検を行う。

※自主防災訓練、夏祭り、敬老会、芋煮会等で実際に使用の際に点検を行い、不足分は都度毎年補充する。

⑷　町内の巡視

災害発生時の避難誘導に備えて平時から町内の危険箇所を総務班、救出・救護班、避難誘導班が共同で定期的に調査、点検し避難経路を周知しておく。

⑸　災害時避難行動要支援者の把握

　　　　個人情報の保護を遵守しながら災害時避難行動要支援者の状況を町内会役員及び自治会役員会等関係人の間で共有する。

※民生委員・児童委員、自治会役員等協力しながら行う。

※災害マップ等を作成し、平常時から見回り、見守り活動に活用を図る。

※避難行動要支援者名簿には高齢者等避難行動に援助の必要な住民を登載する。

別表

組織の基本的な班編成（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 編成班名 | 日常の役割 | 災害時の役割 |
| 総務班 | 全体調整他機関との連絡調整避難行動要支援者の把握 | 全体調整他機関との連絡調整被害・避難状況の全体把握(避難行動要支援者の避難状況等) |
| 情報班 | 情報の収集・伝達広報活動 | 状況把握報告活動 |
| 消火班 | 器具点検防火広報 | 初期消火活動 |
| 救出・救護班 | 資機材調達・整備 | 負傷者等の救出救護活動 |
| 避難誘導班 | 避難路・標識点検 | 住民の避難誘導 |
| 給食給水班 | 器具の点検 | 水、食糧等の配分炊き出し等の給食・給水活動 |

※ポイント

〇　地域内でバランスよく対応できる班編成

　　人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯

によって班の人員に偏りのない配置等

〇　地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性を持たせる配置

　　班の活動内容について専門家や経験者（例：消防職員・団員等の防

災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等）の登

用等

〇　地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ

　　地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編

成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討

〇　避難行動要支援者に対する取組

　　福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等

第二部

災害発生時の対応（初期活動）

　【安否確認・被害状況把握・本部設置】

◇第１フロー

１．各家庭の安否確認

２．隣近所の安否確認(無効三軒両隣に声掛け)

　　初期消火活動（無理のない範囲）

３．町内地域の実態把握　→　班長へ報告

　　町内における被害状況、及び避難行動要支援者の把握

４．情報班長→総務班長に被害状況報告

５．副会長　→　会長へ状況報告

６．会長は災害発生確認したら「避難」を発令

　　①　本部を「●●公会堂」に設置

　　②　避難場所「○○小学校運動場」を指定

７．副会長　→　避難誘導班長へ「避難」の内容を伝達

　【避難誘導・安全確保】

◇第2フロー

１．班員が協力して指定場所に避難（●●公会堂、○○小学校）

　※災害弱者（高齢者、障がい者、子ども負傷者等）に配慮

　　避難誘導班長及び委員は避難路を確保、安全確認のうえ避難誘導

２．町内の逃げ遅れ避難者の確認及び防犯巡回

　【避難場所への集結・避難所構築】

◇第3フロー

１．避難場所に集結

　①　家族の避難場所確認

　②　各班長は班員の避難確認→総務班長へ報告

　③　高齢者等避難行動要支援者の状況→総務班長へ報告

　④　総務班長→自治会長へ報告

２．要救助者があった場合、自治会長から救助指示発令

　①　救出・救護班は救助活動

　③　救護班長・委員は負傷者の応急処置等

　　・重傷者は関係機関へ通報、軽傷者は近隣建屋内に搬送、処置対応

　　・負傷者は必要に応じて近隣の医療機関へ搬送

　　　医療機関１　▲▲クリニック

　　　医療機関２　□□内科

　　　医療機関３　★★歯科クリニック

　【避難所生活】

◇第4フロー

１．避難所での班割指示（役割再分担及び確認）

２．給食・給水活動開始

　①給食給水班長・委員は自治会長の指示で食糧および水の確保

　②炊出し、水の配給開始

　　※子ども、軽負傷者、高齢者等優先

３．避難所及び町内の環境衛生状態把握

４．避難所及び町内巡回による防犯活動

（参考）

避難場所：公園、児童遊園、学校施設運動場

医療機関：内科、クリニック、整形外科、接骨院、歯科等

避難所：教育施設体育館